

## 北海道知事特認地域について

区分	第4期対策の基準		第5期対策の基準	
	地域毎に定めた基準	実施地域	地域毎に定めた基準	実施地域
1	三方または四方が5法地域に囲まれ、かつ、次の(ア)または(イ)の要件を満たす旧市町村。		三方または四方が5法地域に囲まれ、かつ、次の(ア)または(イ)の要件を満たす旧市町村。	
(ア)	専業農家率が55%以上で、耕地率が20%以上、かつ、条件不利農用地の面積が90%以上。ただし、DID(人口集中地区)は除く。	中標津町	専業農家率が55%以上で、耕地率が20%以上、かつ、条件不利農用地の面積が90%以上。ただし、DID(人口集中地区)は除く。	中標津町
(イ)	専業農家率が55%以上で、耕地率20%未満、条件不利農用地の面積が85%以上。 旧市町村が存在しなく、地域の形成発展過程等からDIDと農村地域に明確に区分される農村地域が存在し、農村地域は、農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上、人口減少率(平成17年～22年)が3.5%以上、かつ、人口密度が150人/km <sup>2</sup> 未満。	該当なし	専業農家率が55%以上で、耕地率20%未満、条件不利農用地の面積が85%以上。 旧市町村が存在しなく、地域の形成発展過程等からDIDと農村地域に明確に区分される農村地域が存在し、農村地域は、農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上、人口減少率(平成22年～27年)が3.5%以上、かつ、人口密度(平成27年)が150人/km <sup>2</sup> 未満。	該当なし
2	農林統計上の中山間地域(旧市町村)	東川町	農林統計上の中山間地域(旧市町村)	東川町 (指定棚田地域を除く)
3	5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村(旧市町村が無い場合には、地理的・歴史条件等が旧市町村に類似・同程度と道の第三者機関において認められる範囲)内の地域で次の基準を満たすこと。  (ア) 5法地域と当該特認地域からなる区域に用排水路が介在し、それら区域において、営農の一体性が認められること。  (イ) 当該特認地域の面積規模は、(ア)の区域内の5法地域の面積規模と同等程度以下であること。	旭川市 (旧東鷹栖町)  上富良野町	5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村(旧市町村が無い場合には、地理的・歴史条件等が旧市町村に類似・同程度と道の第三者機関において認められる範囲)内の地域で次の基準を満たすこと。  (ア) 5法地域と当該特認地域からなる区域に用排水路が介在し、それら区域において、営農の一体性が認められること。  (イ) 当該特認地域の面積規模は、(ア)の区域内の5法地域の面積規模と同等程度以下であること。	上富良野町 (指定棚田地域を除く)
4	5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において次の基準を満たすこと。  (ア) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上。  (イ) DID(人口集中地区)からの距離が30分以上。  (ウ) 人口減少率(平成17年～22年)が3.5%以上または、人口密度150人/km <sup>2</sup> 未満であること。  (エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.5以下であること。	東神楽町  旭川市 (旧東旭川町)	5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において次の基準を満たすこと。  (ア) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上。  (イ) DID(人口集中地区)からの距離が30分以上。  (ウ) 人口減少率(平成22年～27年)が3.5%以上または、人口密度150人/km <sup>2</sup> 未満であること。  (エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数(平成25年～27年の3カ年平均)が0.5以下であること。	該当なし
計		6地域		3地域

注1) 旭川市(旧東鷹栖町、旧東旭川町)・東神楽町・東川町・上富良野町は、第5期対策から棚田地域振興法に該当

注2) 東川町・上富良野町の第5期対策の特認地域は、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域以外の緩傾斜農用地